

愛知県自殺対策推進計画策定ワーキンググループ設置要領案

(目的)

第1 この要領は、「愛知県自殺対策推進計画」〈計画期間 2023年度～2027年度〉を策定するにあたり、愛知県自殺対策推進協議会設置要綱第6条に基づき設置する愛知県自殺対策推進計画策定ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)について、必要な事項を定める。

(検討事項)

第2 ワーキンググループは、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 愛知県自殺対策推進計画の策定に関する事項
- (2) その他愛知県自殺対策推進計画の策定に関して必要な事項

(構成員)

第3 ワーキンググループは、別表に定める者をもって構成する。また、必要に応じて構成員以外の関係者を出席させることができる。

2 ワーキンググループに座長をおき、座長はワーキンググループを統括し進行にあたる。

(事務局)

第4 ワーキンググループの事務は、愛知県保健医療局健康医務部医務課こころの健康推進室で行う。

(その他)

第5 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、2022年 月 日から施行する。

別表

	氏名	職 名	区分
1	かねだ ともひこ 兼田 智彦	社会福祉法人愛知いのちの電話協会評議員	民間支援機関
2	すがぬま みきこ 菅沼 三紀子	愛知県市町村保健師協議会委員 (新城保健センター健康福祉部健康課)	市町村関係
3	はない こうじ 花井 幸二	リメンバー名古屋自死遺族の会代表幹事	自死遺族 (協議会委員)
4	ひらいし けんじ 平石 賢二	名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授	学識経験者 (協議会委員)
5	ふじしろ そう 藤城 聡	精神保健福祉センター所長	行政関係
6	ますい つねお 増井 恒夫	春日井保健所長	行政関係
7	もりやま かりん 森山 花鈴	南山大学法学部准教授 南山大学社会倫理研究所第一種研究所員	学識経験者

敬称略、50音順